

## 【ガイドラインに関するQ&A】

Q：ガイドラインの制定趣旨は何ですか？

A：問題の有無が明確に実証されていない13歳未満のお子様の両眼立体視機器のご利用について、業界団体として、ロケーション事業者がお子様の視力への影響に配慮した自主規制を行う際の指針を明示することで、市場の健全な発展を目指すとともに、教育、研修分野などにおいて新しいアプリケーションの創出や活用が促進されることを制定の趣旨としています。

Q：ガイドラインの根拠は何ですか？

A：ロケーションベースVRにおける、お子様の立体視の発達への影響について、ロケーション事業者が係員等によって使用時間および頻度を管理することを前提に、現在の水準に照らした医学的見地を踏まえた上で、有識者にて検討を重ねた結果、本ガイドラインにおいては、このような自主規制を制定いたしました。

Q：なぜ7歳以上からなのですか？

A：一般的に、基本的な立体視の発達は6歳から7歳で終わるとされており、小児科を専門としている医師より、「立体視の発達の過程である成長期において、その妨げとなる行為を行うことは、望ましくありません」との意見をいただき、そのうえで、有識者にて検討を重ねた結果、本ガイドラインにおいてはこのような自主規制を設けました。併せまして、立体視の発達が終了した後においても、「適切な休憩を取りながら利用することが必要です」とのアドバイスも頂戴しております。

Q：なぜHMD（ヘッドマウント・ディスプレイ）メーカーは13歳以上の基準を設けているケースがあるのですか？

A：HMDメーカーが定めている基準については各HMDメーカーにお問合せください。

Q：HMDメーカーと協会とで基準が異なる理由は何ですか？

A：本ガイドラインは、ロケーションで係員等による使用時間および頻度が管理されていることを前提に作成しています。今後、お客様への影響も鑑みながら、今回発信いたしました内容について、都度議論していきたいと考えています。

Q：禁止を明言している HMD メーカーの機器を使用する場合は、本ガイドラインの対象外とするのですか？

A：当協会としては、禁止を明言している HMD メーカーの機器を使用している場合には、13 歳未満の使用を推奨しません。いずれの機器が禁止しているか、については各機器の説明をご確認ください。

Q：全ての HMD メーカーが禁止を明言したら、ロケーション事業者は一切の HMD を利用できないのではないですか？

A：当協会としては、禁止を明言している HMD メーカーの機器に関しては、13 歳未満の使用を推奨しません。もし HMD メーカーにおいて禁止されている使用方法にて、施設の運営を行っているロケーション事業者があった場合、それはあくまでもロケーション事業者の責任で行われている行為となります。

Q：事故が起きた際の責任の所在はどうなるのですか？

A：「本ガイドラインの利用は、これを利用する事業者の責任で行ってください」と記載している通りです。もし事故が発生してしまった場合についても、責任は事業者にあります。

Q：ガイドラインは確定的に運用するものなのですか？

A：あくまで制定時における最新の事実に基づいて策定していますが、基礎事実の変更等があれば、お客様への影響も鑑みながら、都度、議論していきたいと考えています。また、基礎事実の変更を受けての検討に当たっては、広く情報を集めていきたいと考えています。

Q：ガイドラインを修正して運用することは可能ですか？

A：本ガイドラインはあくまで指針であり、法律上の義務を負うものではありません。よって、ロケーション事業者が本ガイドラインに記載の配慮事項について理解の上、その責任下にて修正、運用することを当協会は制限いたしません。

Q：HMD メーカーにはガイドラインを伝えるのですか？

A：HMD メーカーには、適宜情報を共有し、ガイドラインを更新していきたいと考えています。本ガイドラインを利用されるロケーション事業者の皆様に

つきましても、関係のあるメーカー様への情報共有について、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q：1980年代に斜視の事例があったかと思いますが？

A：両眼立体視を行うHMDにおいて、斜視が生じることの実証は極めて困難であり、現在に至るまで行われていません。また、HMDメーカーでも基準を緩和する動きもあるほか、国内外で当ガイドラインに記載した保護者の同意のもとでの利用はすでに実際に行われており、症例も報告されていません。当該斜視の事例は1980年代のもので、立体映像生成の精度にも現在とは大きな差があると考えています。問題の有無が明確に実証されない当該問題について、現在の事例及び医学的見地からの見解を元に判断すべきと考えております。

Q：本ガイドライン以外にもVR機器の使用に当たっては運営上配慮すべき重要な点があるのではないですか？

A：本ガイドラインは、VRコンテンツ利用における一般的な注意事項を遵守した上で、お子様のご利用時に対し、特に注意すべき点をまとめたものです。VRコンテンツ利用における一般的な注意事項については、別途、協会にて検討を進めております。

以上